**平成２２年（フ）第１６２号**
岡山県倉敷市南畝３丁目８番24号メゾンアモールⅠ202号
債務者　永吉　史和
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第１７８号**
岡山県笠岡市吉田2815番地品川コーポＫ２―307号
債務者　諏訪　文哉
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第１７９号**
岡山県倉敷市中庄団地５番３―14号
債務者　吉永　　博
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第４２号**
北海道歌志内市字文珠199番地57
債務者　熊谷　寿一
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２２年（フ）第４３号**
北海道芦別市北五条西５丁目４番地の14
債務者　千代谷美鈴
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２２年（フ）第４４号**
北海道空知郡上砂川町字鶉38番地12下鶉南１条１丁目３番１―24号
債務者　山木　信洋
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２２年（フ）第３９号**
北海道北見市美芳町８丁目２番28号
債務者　山田　仁美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２２年（フ）第４０号**
北海道北見市とん田東町476番地５
債務者　近藤たつ子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２２年（フ）第４１号**
北海道北見市東相内町526番地10
債務者　岩崎佐知子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２２年（フ）第４４号**
北海道北見市清月町４番地10　レスポワールＡ106号
債務者　川原　弥生
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２２年（フ）第４２号**
青森県十和田市大字大沢田字大下内99番地２
債務者　大久保槙悟
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２２年（フ）第２４４号**
岩手県花巻市大迫町大迫第17地割45番地　市営上の台第２住宅Ｄ棟１号
債務者　髙橋キエ子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第２７号**
山形県酒田市中町１丁目３番25号、前住所山形県酒田市中央西町２番29号
債務者　里　美奈子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２２年（フ）第３１号**
山形県酒田市相生町２丁目２番10号、前住所山形県酒田市錦町５丁目32番地の522
債務者　渡部　正彦
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２２年（フ）第３２号**
山形県酒田市若宮町２丁目１番１―46号県営川南アパート１号棟、前住所山形県酒田市若宮町２丁目１番２―22号県営川南アパート２号
債務者　志田　由紀
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２２年（フ）第３４号**
山形県酒田市こがね町１丁目12番地の15瑤華201号、前住所山形県酒田市曙町２丁目24番地の15
債務者　石倉　利子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２２年（フ）第３５号**
山形県酒田市新堀字豊森210番地　高橋方
債務者　五十嵐博子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所酒田支部